



VOL.52

# トクちゃん新聞

## 5月号

18年ぶりの同窓会は  
非常に楽しかった  
です！



平成23年5月10日  
徳野会計事務所

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205  
FAX: 06-6809-2206  
URL: <http://www.ft-tax.com/>  
mail: info@ft-tax.com

### ●セミナー報告



4月18日 大和ハウス大阪本社会議室にて、弊社主催でセミナーを開催し、弥生会計のユーザー11名と弊社お客様8名合計19名のご参加をいただきました。セミナー後には懇親会も行い、**普段接点のないお客様同士と一緒に飲んでいる様子には不思議な感覚を覚えました。**運営上の不手際もいろいろありましたが、非常に有意義なイベントだったと思います。ぜひ第二弾・第三弾と続けて行きたいと思っています。**次回は6月15日水曜午後2時~**です。



### ●ふるさと寄付金(いわゆる「ふるさと納税」)

「ふるさと寄付金」は、地方自治体への寄付金のうち、5,000円を超える部分について、個人住民税の概ね1割を上限として税額が控除される制度です。所得にもよりますが、例えば子供2人の共働き夫婦の夫の年収が700万で、5万円をある市町村に寄付した場合、住民税と所得税合わせて約4.5万円が控除されます。また、平成23年3月31日、**総務省からこの度の震災に関する寄付のうち、日赤や中央共同募金会への寄付については、このふるさと寄付金扱いとする旨が発表**されました。「**節税をあてにしている寄付ではない**」との思いを抱く方もいらっしゃると思います。しかしここは、控除される税金をまた来年以降の支援の原資にさせていただき、**中長期的な支援**につなげていただければと思います。



赤い羽根共同募金



### ◆税務情報 23年税制改正はどうなった？

担当: 福田



4/1から施行予定だった**税制改正法案**は 国会に提出中ですが**衆議院で棚上げ**になっています。衆参でのねじれ状態に加えて、東日本大震災関連の法案や補正予算の再編作業が優先され、**税制改正については審議が引き続きしています。**改正法案は成立施行後に適用される予定ですが、減税になるものについては遑って適用されることが考えられます。なお**改正の遅れに伴い23年3月31日に期限切れを迎える租税特別措置法等について6月末まで延長**されること(つなぎ法案)が国会で可決されました。この延長はあくまで暫定的なもので、6月末までに税制改正について一定の結論が欲しいものです。

### ●6月末まで延長(一部)

- ・教育訓練費の税額控除 →6/30までに**開始事業年度に延長**
- ・情報基盤強化設備等の特別償却又は法人税額の特別控除 →6/30までに**取得分に延長** など



### ●審議中の税制改正法案(一部)

- ・法人税率の引き下げ ・中小法人の欠損金繰越期間を7年から9年に延長 ・雇用促進税制の新設
- ・給与収入1500万円を超えた場合の給与所得控除額上限設定とさらに役員給与の場合は2000万円を超えた場合の給与所得控除額見直し(増税)
- ・相続税の基礎控除を縮小と最高税率を50%から55%への引き上げ(増税) ・贈与税の税率構造を見直し(増税) など

### ◆会社には4種類の「ジンザイ」がいる

担当: 杉山



会社には4種類の「ジンザイ」がいると言われていています。具体的に説明しますと以下のような内容です。

- ① **人財** = 文字通り会社の財産。自ら進んで何事にも取り組み、会社の宝となる人  
⇒ 会社の利益に大きく貢献している黒字社員。将来の**幹部候補**です。
- ② **人材** = 言われた事をきちんとこなし、役に立つ人  
⇒ 会社の利益に貢献している黒字社員。日常業務で、自分の与えられた役割をきちんと果たし、会社の利益に少しづつでも貢献しています。
- ③ **人** = ただ存在しているだけ。いてもいなくても会社には影響が無い人  
⇒ 残念ながら、赤字社員。いてもいなくても会社に影響がない、という事は、会社で何の価値も生み出していないという事です。
- ④ **人罪** = 存在自体が罪。ネガティブな発言で、周囲に悪影響をもたらす人  
⇒ もちろん赤字社員。自分が赤字社員でなく、周囲にも赤字社員を増やしてしまうので、今すぐにも辞めてもらいたい**リストラ候補**です。

企業にとって③④に当てはまる人達をいかに②⇒①にもっていくか！  
厳しい経済環境下では**今後人材育成が重要なポイント**になるのではないかと思います。

参考書籍: 東大卒でも赤字社員 中卒でも黒字社員 出版社: 株式会社 経済界 著者: 香川 晋平



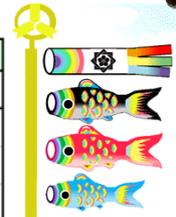
◆税務スケジュール



担当:岡村



5月	申告・納税	その他
10(火)	・4月分の源泉所得税・住民税の納付	・住民税の特別徴収税額の通知
31(火)	・法人税・消費税の確定申告・納税(3月決算)	・自動車税の納付(都道府県)
	・法人税・消費税の予定申告・納税(9月決算)	・軽自動車税の納付(市区町村)
	・消費税の3ヶ月ごとの中間申告(6月・9月・12月決算)	



◆Excelで住宅ローンの支払金額(元金・利息)を試算

担当:岡村



	A	B	C	D	E	F	G	H	I
1	住宅ローン支払額(元金・利息)試算								
2	年利(%)	2.8							
3	返済期間(年)	25							
4	借入金額	¥15,000,000							
5									
6	毎月支払額	¥-69,581							
7	総支払額	¥-20,874,352							

$$= \text{PMT}(\frac{B2}{100/12}, B3 * 12, B4)$$

利率 期間 現在価格  
(利率を月単位に換算) (支払回数を月単位に換算) (借入金額)

$$= B6 * B3 * 12$$

毎月の支払金額 総返済月数

PMT(ペイメント)とは、  
固定金利・定額払いの1回の  
支払額(元金・利息)を計算させる関数  
です。  
支払額は支出なので、**マイナスの数値**に  
なります。  
住宅ローンだけでなく、運転資金の借入試算  
にも使えますので、ぜひお試しください。

◆安定経営のための借入金限度額の目安とは

担当:池田



①借入金月商倍率による借入金限度額

借入金月商倍率とは、借入金(短期借入金、長期借入金、割引手形の合計額)を月平均の売上高で割ったものをいいます。つまり借入金が月平均売上高の何倍になるかを計算して判断するものです。その企業の利益率や業種により異なりますが、一般的には**月商の3ヶ月分ぐらい**が目安となります。  
例えば、年間売上高が2億4000万円の場合、月平均売上高は2000万円となり借入金限度額の目安は6000万円程度と考えられます。



②返済原資(能力)からの借入金限度額

借入金の元金返済の原資は**税引後当期利益と減価償却費の合計額**です。  
例えば、年間800万円の税引後利益と400万円の減価償却費がある企業ではその合計額は1200万円で、月100万円の元金返済が可能ということになります。この合計額で1年間の元金返済額をまかなうことができなければ、経営成績に改善等ない場合は、その超過した部分の返済額相当額についての資金手当てが将来必要となります。

このほかにもいろいろな目安の考え方がありますが、上記2点が代表的なものです。これらは、あくまでも目安ですので実際に融資を受ける場合にはいろいろな要因により借入金限度額は大きく変わってきます。

日本の経済状況も先が見えない状況です。計画的な借入金の利用で将来のリスクに備えましょう。



◆「お父さんお母さんありがとう」担当:赤松

5月8日は母に感謝する日、6月19日は父に感謝する日のことですが、この世に送り出し、育ててもらったことに毎日感謝しています。広くて深く大きな父の愛、温かく優しく細やかな母の愛。一切の見返りを求めず、今までどれほどの愛情を注いでもらったのかと思うと毎日感謝の気持ちがあふれてきます。父は今でも夜23時過ぎて帰宅、朝は5時起床。海外出張、東京日帰り出張と超ハードな生活。母も父に合わせて専業主婦とは思えない多忙さ。その中で、週1回の休みは夫婦で、岡山、北陸と日帰り圏内(普通は一泊?)でお出かけ。元気です。今は両親にしてもらってばかりですが、いつか親が私を必要としてくれる日が来たときに、恩返しができるだけの自分でありたいという思いが今の私を支えるモチベーションであり、原動力。  
私は大阪に、弟は仕事で福岡に。家族は今離れてますが、家族を想うと優しい太陽の光に包まれるような温かさや安らぎ、心のつながりを感じます。今後幾たびか訪れる人生の岐路での絶対の味方。この家族のもとに生まれたことが、私の宝。  
偶然的な巡り合わせから、運命の糸をたどり、今世家族として巡り合えたことを嬉しく思います。  
今は、大変な時代。明日何があるか分かりません。言えるときにたくさん言っておこうと思います。「お父さん、お母さんいつもありがとう。大好きです。」



◆税務クイズ

担当:赤松



- Question 下記の災害等に関する法人税の取り扱いはい?
1. **自社製品**を特定の避難所に**救援物資として提供**した場合
  2. 被災した取引先の**役員や使用人**に対して個別に支出する**災害見舞金**
  3. 二次災害回避などの目的で、被災した資産の耐震性を高める**補強工事**
  4. 被災した資産**以外の資産**の耐震性を高める**補強工事**

- Answer
1. 特定の場所であっても、多数の被災者に対して救援のために緊急に提供したものは**広告宣伝費**に準ずるものとして、損金。
  2. 慰安、贈答のための費用として、**交際費**。  
ただし、取引先の役員や使用人でも、法人から見て自己の役員や使用人と同等にある専属下請先の役員や使用人に対して、自己の役員や使用人と同様の基準に従って支給するものは交際費に該当しません。
  3. 被災前の効用を維持するためのものであると考えられるため、**修繕費**として損金
  4. 原則として、資産の使用可能期間の延長又は価値を高めるものとして、**資本的支出**に該当し、**取得価額**に含めます。

